

平成21年第3回  
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録  
11月13日（金曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第8号

平成21年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成21年11月6日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成21年11月13日（金） 午前10時30分
- 2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室

---

午前10時30分 開会

出席議員 21名

1番	山崎 数則	13番	坂口 晃一
2番	鎌田 基志	14番	丹生 則幸
3番	綾野 和男	15番	安井 信之
4番	三笠 輝彦	16番	古市 弘
5番	野口 勉	17番	中野 善正
6番	三谷 節三	18番	池田 弘昌
7番	倉本 清一	19番	村瀬 秀則
9番	芝 昇	20番	大北 秀穂
10番	井上 浩司	21番	庄野 克宏
11番	三好 正志	22番	高木 堅
12番	矢野 昭男		

欠席議員 1名

8番	藤川 亘
----	------

出席関係者

広域連合長	大西 秀人	事業課医療給付 グループリーダー	浜田 一昭
副広域連合長	藤井 賢	事業課保険料 グループリーダー	小川 泰史
事務局長	喜多 広志	総務課主査	宮本 佳和
事業課長	石井 克範	議会事務局長	松下 俊一
総務課総務 グループリーダー	田中正徳	事務局書記	八木 真澄
事業課資格管理 グループリーダー	山崎 俊哉		

## 議 事 日 程

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第18号から認定第1号まで

議案第18号 平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
(第2号)

議案第19号 平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算(第2号)

認定第1号 平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢  
者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(提案説明・質疑・討論・採決)

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1 議席の指定

日程第2 会期決定について

日程第3 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第4 議案第18号から認定第1号まで

---

○議長（三笠輝彦君）おはようございます。

これより平成21年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付してあるとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、この際、御報告を申し上げます。

東かがわ市議会から選出されておりました大山圓賀氏におかれましては、去る9月7日、御逝去されました。まことに痛惜にたえない次第であります。大山議員には本広域連合の運営に多大な御尽力を賜り、その重責を果たされました。ここにその御功績をたたえるとともに謹んで哀悼の意をあらわすため黙祷をささげたいと存じます。

御起立をお願いいたします。

黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（三笠輝彦君）黙祷を終わります。どうぞお座りください。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

#### 日程第1 議席の指定

○議長（三笠輝彦君）それでは、日程第1議席の指定を行います。

琴平町議会から選出されました服部 武君が去る9月8日、辞職したことに伴い、同日をもちまして選出されました大北秀穂君の議席は20番に、東かがわ市議会から選出されました大山圓賀君が逝去されたことに伴い、去る9月16日に選出されました矢野昭男君の議席番号は12番に、会議規則第4条第1項の規定により、議長においてそれぞれ指定いたします。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

#### 日程第2 会期決定について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第2会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

日程第3 会議録署名議員指名について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において9 番芝 昇君及び15番安井信之君を指名いたします。



諸般の報告

○議長（三笠輝彦君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

〔議会事務局長（松下俊一君）議案第18号～認定第1号の議案を朗読〕

○議長（三笠輝彦君）以上で諸般の報告を終わります。



日程第4 議案第18号から認定第1号まで

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第4 議案第18号から認定第1号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）提案説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度の現状について、簡単に御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、施行当初、周知不足などから名称、年金天引き等に批判が集中し、混乱が生じたものの、保険料の軽減対策や収納方法の選択制など、きめ細やかな対応や制度改善等により、今日では制度をめぐる環境も落ちつきを見せ、安定的な運営がなされております。

このような状況の中、さきの総選挙の争点の一つに本制度が挙げられ、新政権での対応を注視しておりましたが、発足した鳩山内閣で新たに就任した長妻厚生労働大臣は、就任後の記者会見において、「後期高齢者医療制度を廃止する」と明言いたしました。

この表明に対し、本広域連合を初め全国の広域連合では、要望書の取りまとめを行い、全国後期高齢者医療広域連合協議会として、全国市長会とも連携を進めながら、去

る9月30日に民主党のマニフェストに明記されている、「将来、地域保険として一元化を図る」とする道筋が実現するまでの間、高齢者と現役世代の負担の明確化や都道府県単位の財政運営など、現行制度の根幹の維持を強く求めるとともに、広域連合や市町村等の意見の尊重、新制度に移行する際の混乱回避などを旨とする要望書を厚生労働大臣に提出いたしました。

その後、国は、政権発足後に各方面から寄せられた意見等を踏まえ、もとの老人保健制度に戻すことなく、幅広い国民の納得と理解が得られる新たな制度に移行するとし、新たな制度のあり方を検討するため、厚生労働大臣のもとに、関係団体の代表、高齢者の代表、学識経験者から成る「高齢者医療制度改革会議」を設置する旨を表明しました。

なお、検討に当たっては、後期高齢者医療制度の廃止、年齢区分の解消、市町村国保の広域化につながる見直しなど6項目を基本的な考え方とし、11月中に初会合を開催する予定とのことでございます。

本広域連合といたしましても、これら国の動向等を十分注視しながら、引き続き制度の円滑な運営に配慮してまいりたいと存じておりますので、議員皆様方のより一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日の平成21年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

初めに、補正予算案でございますが、今回の補正は、高齢者医療の安定的な運営の確保のため、後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減に関する特別対策事業のほか高額療養費の支給に関し、平成20年4月2日から平成20年12月31日までの間に75歳を迎えられた方について、自己負担限度額の特例措置が講じられたことに伴い、関連事業費について、それぞれ措置するものでございます。

まず、議案第18号平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳出の第3款「民生費」、第1項「社会福祉費」は、後期高齢者医療制度における被保険者均等割額が7割軽減となる方について、平成21年度も引き続き8.5割軽減とすることに伴う経費補てん分として、国から交付される「高齢者医療制度臨時特例交付金」の交付決定額が当初要求額を上回ったため、増額部分を「後期高齢者医療制度臨時特例基金」への積立金として措置するものでございまして、今回の補正額は、2,761万3,000円となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと、歳出予算の

総額は、6億7,864万6,000円となります。

次に、議案第19号平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳出の第6款「諸支出金」、第1項「償還金及び還付加算金等」は、平成20年4月2日から平成20年12月31日までの間に75歳に達し、それまで加入していた医療保険制度から後期高齢者医療制度へ移行することにより誕生月の自己負担額が増加した方について、自己負担限度額を2分の1にすることにより、負担増加相当分を「高額療養費特別支給金」として措置するものでございまして、今回の補正額は、250万円となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと、歳出予算の総額は、1,186億6,945万8,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第2款「国庫支出金」の特別調整交付金としての国庫補助金を増額補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、認定第1号平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

まず、一般会計でございますが、歳入につきましては、予算現額14億6,283万4,000円に対し、収入済額は、14億5,155万1,457円で、予算現額と比較して、1,128万2,543円の減となっております。

一方、歳出は、予算現額14億6,283万4,000円に対し、支出済額は、14億4,075万2,307円で、不用額は、2,208万1,693円となっており、執行率は98.5%でございます。

それでは、決算の概要につきまして、「平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書」により説明申し上げます。

まず、歳入について、第1款「分担金及び負担金」は、広域連合規約に基づく共通経費としての市町負担金で、3億4,434万7,000円を、第2款「国庫支出金」は、医療費適正化事業費補助金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で、10億2,857万373円を、第4款「繰入金」は、特別会計の特別調整交付金や高齢者医療制度円滑運営事業費補助金からの繰り入れ及び後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰り入れで、4,621万3,379円を、第5款「繰越金」は、前年度繰越金で、3,182万9,348円を、第6款「諸収入」は、歳計現金の預金利子、レセプトデータの情報提供料、地方公務員災害補償基金還付金等で、59万1,357円を収入したもので、歳入合計は14億5,155万1,457円で

ございます。

次に、歳出ですが、第1款「議会費」は、平成20年度に開催いたしました広域連合議会定例会及び臨時会開催に要する経費等でございます。議員報酬及び費用弁償のほか、会議録作成手数料や会場使用料等で、支出済額は113万5,938円でございます。

次に、第2款「総務費」、第1項「一般管理費」は、事務局の運営に要する経費でございます。職員の派遣協定に基づく丸亀市からの派遣職員2人に係る給与費やその他事務局職員の時間外勤務手当のほか、制度周知用パンフレット等の印刷製本費、被保険者証の郵送のための郵便料や広域電算処理システム等に係る委託費、また、丸亀市を除く広域連合派遣職員23人の給与費相当分の負担金等で、支出総額は、3億6,409万4,257円でございます。

次に、第2項「選挙費」は、委員報酬、公務災害補償負担金等で、支出済額は、2万3,036円でございます。

次に、第3項「監査委員費」は、委員報酬、事務従事委託料等で、支出済額は、20万8,643円でございます。

次に、第3款「民生費」は、医療費適正化事業及び特別対策等の実施に要する経費でございます。懇話会開催経費、サーバーの増設経費のほか、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金等で、支出総額は、10億7,529万433円でございます。歳出合計は、14億4,075万2,307円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、ただいま歳入歳出について説明いたしましたように、歳入総額は、14億5,155万1,457円、歳出総額は、14億4,075万2,307円で、歳入歳出差し引き額は、1,079万9,150円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額となるものでございまして、地方自治法第233条の2の規定に基づき、余剰金として翌平成21年度の歳入に編入するものでございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございますが、歳入につきましては、予算現額1,014億386万円に対し、収入済額は、1,032億9,929万2,800円で、予算現額と比較して18億9,543万2,800円の増となっております。

一方、歳出は、予算現額1,014億386万円に対し、支出済額は、990億1,325万1,450円で、不用額は、23億9,060万8,550円となっており、執行率は97.6%でございます。

それでは、決算の概要につきまして、「平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」により説明申し上げます。

まず、歳入について、第1款「市町支出金」は、市町が徴収した保険料等負担金及び被保険者に係る療養費等の12分の1に相当する額を市町が負担する療養給付費負担金で、186億2,621万6,532円を、第2款「国庫支出金」は、被保険者に係る療養費等の12分の3に相当する額を国が負担する療養給付費負担金、高額な医療の発生による広域連合の財政リスクの緩和を図るため国が負担する高額医療費負担金のほか、調整交付金や市町に委託して実施する健診事業、特別高額医療費共同事業及び高齢者医療制度円滑運営事業に対する補助金で、333億9,661万3,352円を、第3款「県支出金」は、療養給付費等の12分の1に相当する額を県が負担する療養給付費負担金及び高額な医療の発生による広域連合の財政リスクの緩和を図るため県が負担する高額医療費負担金で、80億3,793万8,050円を、第4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、429億2,186万8,000円を、第5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、広域連合からの拠出金を財源とし財源調整を行うもので、459万3,738円を、第7款「繰入金」は、被用者保険の被扶養者であった者の保険料軽減措置に対する後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰り入れで、2億8,165万8,030円を、第8款「諸収入」は、交通事故による第三者行為に係る納付金及び一部負担金の負担割合の変更に伴う返納金で、3,040万5,098円を収入したもので、歳入合計は、1,032億9,929万2,800円でございます。

次に、歳出でございますが、第1款「保険給付費」は、療養給付費、高額療養費、葬祭費等の療養費の給付に要する経費で、支出済額は986億6,047万6,367円でございます。

次に、第2款「県財政安定化基金拠出金」は、保険料の減収や療養給付費の増加等による広域連合の財政リスクに対応するため、香川県に設置している財政安定化基金への拠出金で、支出済額は、8,103万5,963円でございます。

次に、第3款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合が共同で負担する共同事業への拠出金で、支出済額は、434万8,818円でございます。

次に、第4款「保健事業費」は、被保険者の生活習慣病等の予防のため、市町に委託して実施した健康診査に要する経費で、支出済額は、2億4,459万1,602円でございます。

次に、第6款「諸支出金」は、市町が支出した保険料の過誤納金に係る還付加算金及

び平成20年度の特別対策に要する経費を一般会計に繰り出す経費で、支出済額は、2,279万8,700円でございます。歳出合計は990億1,325万1,450円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、ただいま歳入歳出決算で説明いたしましたように、歳入総額は、1,032億9,929万2,800円、歳出総額は、990億1,325万1,450円で、歳入歳出差し引き額は、42億8,604万1,350円となり、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支も同額となるものでございまして、地方自治法第233条の2の規定に基づき、剰余金として翌平成21年度の歳入に編入するものでございます。

なお、平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきましては、去る9月25日付で監査委員による決算審査の結果及び意見書の提出をいただいているところでございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げましたが、何とぞよろしく御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三笠輝彦君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第18号平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成21年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は、これを認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、認定第1号は、これを認定することに決定いたしました。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

これにて平成21年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時55分 閉会

---

会議録署名議員

議 長 三 笠 輝 彦

議 員 芝 昇

議 員 安 井 信 之